



はがタウン information

お知らせ

計量器(はかり)定期検査

関商工観光課商工観光係

☎028(677)6018

取引や証明などに使用しているはかり(家庭用を除く)は、計量法の規定により2年に1回の定期検査を受けなければなりませんので、次の日時に検査を受けてください。日時／6月28日(金)10:00～12:00、13:00～15:00

場所／役場北側車庫棟

対象／①商店、事務所、農家などにある商売用のはかり②病院、薬局などの業務用はかり③おもり、分銅

6月15日は県民の日

関栃木県県民文化課

☎028(623)3422

6月15日(土)
は県民の日です。
記念イベント等、
詳細は県ホームページやイベントガイドをご確認ください。



来年4月1日から「違反対象物の公表制度」が始まります

関芳賀地区広域行政事務組合消防本部予防課

☎0285(82)8997

「違反対象物の公表制度」とは、建物を利用する人が自ら火災危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるよう、建物の火災危険性に関する情報(重大な消防法令違反)を消防本部のホームページで公表するものです。

消防法で設置が義務付けられた設備(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備)が設置されていない飲食店や店舗、病院など、不特定多数の人が出入りする建物が公表の対象です。

栃木県政世論調査にご協力ください

関栃木県県民生活部広報課

☎028(623)2158

対象／県内在住の18歳以上の人から2,000人を無作為抽出
期間／6月10日(月)～7月2日(火)
実施方法／調査票を郵送(秘密厳守)

自動車税の納税を忘れていませんか？

関真岡県税事務所収税課

山地災害にご注意ください！

関町農政課農村整備係

☎028(677)6045

栃木県東環境森林事務所森づくり課 ☎028(681)9005

急な豪雨や台風の上陸等により、山地崩壊や地すべりなどの山地災害が懸念される季節です。
事前に避難経路や避難場所を確認し、危険を感じたらすぐに避難しましょう。

山地災害等に関してお気づきの点がありましたら、ご連絡ください。

募 集

町シルバー人材センター会員

関シルバー人材センター事務局

☎028(677)0246

シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織です。新規会員を随時募集しています。働く意欲のある高齢者の皆さん、当センター事務局までご連絡ください。

対象／健康で働く意欲のある60歳以上の町内在住者

土砂災害防止月間

6月1日～30日

「みんなで防ごう土砂災害」

これから梅雨や台風による大雨の季節を迎え、土石流・地すべり・がけ崩れ等の土砂災害が発生しやすくなります。

土砂災害から大切な家族を守るために、日頃から気象情報に注意し、避難場所を確認するなど、土砂災害に備えましょう。

関総務課地域安全対策係 ☎028(677)6029

夏期学童保育指導員

関芳賀町社会福祉協議会

☎028(677)4711

採用人数／若干名(高校生も可)

雇用期間／7月22日(月)～8月30日(金)

勤務時間／7:20～19:00の間で6～8時間(相談に応じます)

勤務場所／町内学童3クラブ内

給料／時給880円

応募方法／市販の履歴書(写真貼付)に必要事項を記入し、持参または郵送(〒321-3307芳賀町祖母井南1丁目6-1芳賀町社会福祉協議会)

締切／6月20日(木)必着

とちぎネットアンケート協力者

関栃木県広報課

☎028(623)2158

県民の皆さんの意識やニーズを把握し、県政に反映させるためにインターネットを利用した県政に関するアンケートにご協力いただける人を募集しています。

対象／満16歳以上の県内在住者

申込／県ホームページ「とちぎネットアンケート協力者募集」の応募フォーム

公益財団法人栃木県育英会による奨学生

関公益財団法人栃木県育英会事務局

☎028(623)3459

公益財団法人栃木県育英会では、平成31年(2019)年4月に高等学校(中等教育学校の後期課程および特別支援学校の高等部を含む)または修業年限2年以上の専修学校高等課程に在学している人を対象に奨学生を募集します。

貸与額／国公立18,000円

私立30,000円

願書等配布先／県内高等学校、市町教育委員会、県教育事務所、県民プラザ、県民相談室等

締切／6月20日(木)

せしましたが、正しくは13,000円です

申込／町ゴルフ連盟事務局(税務課山本)に電話

締切／6月3日(月)

危険物安全週間

6月2日(日)～6月8日(土)
～無事故への

構え一分の 隙も無く～

ガソリン、灯油などの石油類をはじめとする危険物は、事業所等において幅広く利用されるとともに、生活を営む上で欠かせないものとなっています。

危険物は火災が発生しやすく、さらに消火するのが困難な物質ですので、危険物の取り扱い方法には十分に注意してください。

また、保管する際には必ず危険物に適合する専用容器に入れ、周囲に火気等がなく直射日光の当たらない風通しの良い安全な場所に保管してください。

関芳賀地区広域行政事務組合消防本部予防課

☎0285(82)8706

国保税の賦課限度額と保険税軽減範囲が変わりました

関住民課国保年金係

☎028(677)6038

税務課町民税係

☎028(677)6013

地方税法の一部改正に

伴う国民健康保険法施行令の一部改正により、令和元年度から国民健康保険税の賦課限度額と保険税軽減範囲が変わりました。被保険者間の保険税負担の公平の確保および中低所得者層の保険税負担の軽減を図るための改正です。町国民健康保険の健全な運営のため、ご理解をお願いします。

1 賦課限度額の改正

区分	平成30年度	令和元年度	増減
医療分	54万円	58万円	4万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円	0万円
介護納付金分	16万円	16万円	0万円
計	89万円	93万円	4万円

2 軽減範囲の改正

平成30年度軽減判定所得

5割軽減：基礎控除額33万円+27.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

2割軽減：基礎控除額33万円+50万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

令和元年度軽減判定所得

5割軽減：基礎控除額33万円+28万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

2割軽減：基礎控除額33万円+51万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)